

現在調整中の支援メニューもあります。
順次更新していきます。

第1版
R8.8.19 現在

令和8年熊本地震 被災者支援制度等一覧

宇城市

熊本地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
今回の熊本地震による被害に関する主な支援は次のとおりです。
申し込みや相談は、担当課にお問い合わせください。

○支援一覧 ※支援内容や実施予定日は変更になる場合があります。また、被害の程度により受けられる支援が異なります。

	No.	種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	担当課
1 罹災証明書等の発行	1	罹災証明	①罹災証明書 ②被災証明書 ③罹災届出証明書	①住家に係る証明書の発行 ②住家以外の建物に係る証明書の発行 ③「罹災の届出があったこと」に係る証明書の発行 受付時間：午前9時～午後4時	当面の間	—	—	—	—	—	—	—	税務課 0964-32-1487(直通)
2 経済的な支援	2	給付	①災害弔慰金 ②災害障害見舞金の支給	①災害によりお亡くなりになったとき、その遺族に対して災害弔慰金を支給 ②災害により心身に障害を受けたとき等、災害障害見舞金を支給	当面の間	不要	—	—	—	—	—	—	社会福祉課 0964-32-1387(直通) 0964-32-1111 (内線1114・1115)
	3	給付	被災者生活再建支援金	災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため被災者生活再建支援金を支給	災害発生日から 基礎支援金：13月以内 加算支援金：37か月以内	要	●	●	●	●	×	×	
	4	貸付・融資	災害援護資金の貸付	災害により負傷、又は住居や家財に被害を受けた方に対する貸付	当面の間	要	●	●	●	●	▲	▲	
	5	貸付・融資	被災等による家計急変に伴う奨学金貸与	災害等により家計が急変し、経済的困難が継続するため高等学校や大学等への修学が困難となっている方へ、奨学金(無利子)を貸与します。	罹災証明書受領後、随時	要	●	●	●	●	●	●	教育総務課 教育支援係 0964-32-1111 (内線 1318～1320)
3 住まいの確保	6	現物給付	応急仮設住宅の提供【賃貸型】 (みなし仮設)	災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供する。	当面の間	要	●	▲	▲	▲	×	×	社会福祉課 0964-32-1387(直通) 0964-32-1111 (内線 1114・1115)
	7	現物給付	応急仮設住宅の提供【建設型】	災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して熊本県が仮設住宅を建設し、無償提供する。	準備中	要	●	▲	▲	▲	×	×	
	8	その他	ホテル・旅館への避難	被災してホテル等への避難を希望される方の宿泊費を公費負担する。	当面の間	不要	—	—	—	—	—	—	
4 生活面への支援	9	相談	健康相談	被災された方に対する健康相談 【受付時間】平日 8:30～17:15	随時	不要	—	—	—	—	—	—	宇城市保健福祉センター 0964-32-7100
	10	相談	こころの相談	こころの健康相談電話 【受付時間】午前9時～午後4時 月～金(祝日・年末年始を除く)	随時	不要	—	—	—	—	—	—	熊本県精神保健福祉センター 096-386-1166
	11	相談	食品に関する衛生相談	食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	随時	不要	—	—	—	—	—	—	宇城保健所 衛生環境課 0964-32-0598
	12	医療	定期予防接種の対象期間の延長	定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。 ※高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹については、1年間 ※ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は対象外です。 ※五種混合ワクチンは15歳まで、結核(BCG)ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります。	令和8年7月29日(水)から 2年間	不要	—	—	—	—	—	—	宇城市保健福祉センター 0964-32-7100
	13	医療	定期予防接種に関する支援 (避難先での接種について)	令和8年熊本地震の影響により、宇城市で定期予防接種を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で定期予防接種を受けることができます。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	
	14	保健	妊婦に関する支援 (避難先での妊婦健康診査について)	令和8年熊本地震の影響により、熊本県内で妊婦健診を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で妊婦健康診査を受けることができます。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	
	15	保健	産婦・1か月児に関する支援 (避難先での産婦・1か月児健康診査について)	令和8年熊本地震の影響により、宇城市契約医療機関で産婦・1か月児健診を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で産婦・1か月児健診を受けることができます。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	

	No.	種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	担当課
4 生活面への支援	16	現物給付	福祉用具の再給付	熊本地震により使用できなくなった福祉用具の再給付	罹災証明書受領後、随時	要	●	●	●	●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387(直通) 0964-32-1111 (内線 1110～1113)
	17	現物支給	教科書及び学用品の支給	住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水により、喪失又は毀損した教科書、学用品の支給	令和8年8月中旬頃～9月下旬頃	要	●	●	●	●	×	×	教育総務課 0964-32-1907(直通) 0964-32-1111 (内線 1315～1317)
	18	現物給付	被災住宅の緊急修理	準半壊以上(相当)の住家被害を受け、雨水の侵入等で屋根等の被害が拡大しないようにすることを目的とし、屋根、外壁、建具等の必要な部分へのブルーシートの展張等の緊急措置を行う。	(オンライン受付) 令和8年8月7日(金)～ (窓口受付) 令和8年8月10日(月)～ 宇城市役所新館 支所での受付は準備ができ次第お知らせします。	不要	●	●	●	●	●	×	
	19	現物給付	被災住宅の応急修理	次に該当する世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行う。 ・大規模半壊、中規模半壊の住家被害を受けた世帯又は、半壊もしくは準半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。 ・そのままでは住むことができない(日常生活に不可欠な部分に被害がある)状態にあること。 ・応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。	(オンライン受付) 令和8年8月20日(木)～ (窓口受付) 令和8年8月20日(木)～ 宇城市役所新館 支所での受付は準備ができ次第お知らせします。	要	●	●	●	●	●	×	都市整備課 0964-32-1694(直通) 0964-32-1111 (内線 1240～1244)
	20	その他	被災住宅の障害物の除去	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を実施 【対象となる方】 ・住家内に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助による障害物の除去が困難な状況かつ自らの資力では障害物を除去できない方 ・応急仮設住宅の供与等を利用しない方	当面の間	要	●	●	●	●	×	×	防災消防課 0964-32-1766(直通) 0964-32-1111 (内線 1304・1305)
	21	その他	被災した家屋等の解体・撤去について(公費解体・自費解体)	令和8年熊本地震によって損壊した個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、り災証明書または被災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の被害を受けたものについて、市が所有者の申請に基づき、解体・撤去の支援を行います。	準備中	要	●	●	●	●	×	×	衛生環境課 0964-32-1598(直通) 0964-32-1111 (内線 1167～1169)
	22	その他	災害ごみの受け入れについて	災害ごみの受け入れ(無料) 【災害ごみ仮置き場】 ①三角B&Gグラウンド (三角町波多2864番地32) ②豊川グラウンド(松橋町南豊崎673番地1) ③稲川グラウンド(小川町東小川14番地) ④旧豊野小学校跡地(豊野町糸石3016番地) ※詳しくは「災害ごみ仮置き場の開設日カレンダー」で最新の情報をご確認ください。 【受入時間】 9時00分～11時00分 13時00分～15時00分 【受入中止】 天候や受入能力により受付を中止する際は、防災無線やホームページ等でお知らせします。	①三角B&Gグラウンド 令和8月8月31日(月)まで ②豊川グラウンド ③稲川グラウンド ④旧豊野小学校跡地 ②～④ 令和8年9月30日(水)まで	不要	—	—	—	—	—	—	衛生環境課 0964-32-1598(直通) 0964-32-1111 (内線 1167～1169)
	23	その他	ボランティアの連絡調整	災害により被害を受けた家の中の片付け支援などを行うボランティアの紹介等の連絡調整 受付時間 9:00～16:00	当面の間	不要	—	—	—	—	—	—	災害ボランティアセンター (宇城市社会福祉協議会) 0964-32-1316 080-5063-9672 080-5063-9989
5 各種減免・支払いの猶予等	24	減免・猶予	各種証明書交付手数料の免除	次の証明書交付等の手数料を免除します。 ① 住民票 ② 住民票記載事項証明書 ③ 戸籍の附票 ④ 印鑑登録証の交付 ⑤ 印鑑登録証明書 ⑥ 所得証明書・所得課税証明書 ⑦ 固定資産関係証明書 (評価証明書、公課証明書、名寄帳、資産証明書) ⑧ 納税証明書 ⑨ その他税証明書 (営業証明書、所在証明書、成果品参考資料など)	当面の間	要	●	●	●	●	●	●	①～⑤の証明発行窓口 市民課 0964-32-1446(直通) 0964-32-1111 (内線 1130・1136) ⑥～⑨の証明発行窓口 税務課 市民税係 0964-32-1402(直通) 0964-32-1111 (内線 1141～1143) 税務課 資産税係 0964-32-1487(直通) 0964-32-1111 (内線 1144～1147)
	25	減免・猶予	パスポート発給手数料の減免	パスポート発給手数料の減免	令和8年7月28日(火) ～令和9年7月27日(火)	要	●	●	●	●	×	×	市民課 窓口サービス係 0964-32-1446(直通) 0964-32-1111 (内線 1130・1136)
	26	減免・猶予	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	令和8年7月28日以前にマイナンバーカードを受け取られた方で地震により紛失等をされた場合、再交付手数料を免除します。	当面の間	要	●	●	●	●	●	●	市民課 市民係 0964-32-1446(直通) 0964-32-1111 (内線 1137.1139)
	27	減免・猶予	個人市民税の減免	被害状況により減免	準備中	準備中							税務課 市民税係 0964-32-1402(直通) 0964-32-1111 (内線 1141～1143)

	No.	種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	担当課
5 各種減免・支払いの猶予等	28	減免・猶予	固定資産税の減免	被害状況により減免	準備中	準備中							税務課 資産税係 0964-32-1487(直通) 0964-32-1111 (内線1144～1147)
	29	減免・猶予	国民健康保険税の減免										医療保険課 国保年金係 0964-32-1417(直通) 0964-32-1111 (内線1156～1160)
	30	減免・猶予	後期高齢者医療保険料の減免										医療保険課 高齢者医療係 0964-32-1417(直通) 0964-32-1111 (内線 1163、1164)
	31	減免・猶予	介護保険料の減免										高齢介護課 0964-32-1406(直通) 0964-32-1111 (内線 1122・1123)
	32	減免・猶予	国民年金保険料の免除	被害状況により年金保険料納付を免除	準備中	準備中							医療保険課 国保年金係 0964-32-1417(直通) 0964-32-1111 (内線 1156～1160)
	33	猶予・免除	医療費の一部負担(窓口負担金)の支払い猶予・免除	国民健康保険・後期高齢者医療加入者で住家の半壊以上又はこれに準ずる被災をされた方は、医療機関での医療費の一部負担(窓口負担金)の支払いを猶予・免除 ※罹災証明書の提示は必要なく、医療機関等に申告してください。 ※窓口負担金の払戻し申請受付については、準備中	令和8年11月診療分まで	不要	●	●	●	●	×	×	医療保険課 0964-32-1417(直通) 0964-32-1111 国保年金係 (内線 1156～1160) 高齢者医療係 (内線 1163、1164)
	34	減免・猶予	介護サービス利用料の免除	住家の半壊以上又はこれに準ずる被災をされた方は、令和8年11月末までの利用者負担はありません。 ※食費・居住費は除く ※罹災証明書の提示は必要はなく、施設等に申告してください。	令和8年11月末まで	不要	●	●	●	●	×	×	高齢介護課 0964-32-1406(直通) 0964-32-1111 (内線 1122・1123)
	35	減免・猶予	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	被災された方について、障害福祉サービス及び障害児通所利用料を減免	令和8年7月利用分～当面の間	要	●	●	●	●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387(直通) 0964-32-1111 (内線 1110～1113)
	36	免除	NHK受信料の免除	熊本地震で災害救助法が適用された区域内において、半壊以上の程度の被害を受けた建物の受信契約 令和8年7月から8月まで(2か月間)免除	随時	要	●	●	●	●	×	×	NHK 0570-077-077

※ メニュー申請に罹災証明書の要・不要(被害程度 対象:●、状況による:▲、対象外:×)